（用地対策官の設置期間の特例）

第十七条の二　第百四十三条の用地対策官のうち一人は、令和二年三月三十一日まで置かれるものとする。

２　第百四十三条の用地対策官（前項に規定するものを除く。）のうち、一人は令和五年三月三十一日まで置かれるものとする。

（事業対策官の設置期間の特例）

第十七条の三　第百四十五条の事業対策官のうち一人は、令和六年三月三十一日まで置かれるものとする。

（地域防災調整官の設置期間の特例）

第十七条の四　第百四十五条の三の地域防災調整官のうち一人は、令和六年三月三十一日まで置かれるものとする。

（南三陸国道事務所の設置期間の特例）

第十八条　東北地方整備局南三陸国道事務所は、令和三年三月三十一日まで置かれるものとする。

（熊本復興事務所の設置期間の特例）

第十九条　九州地方整備局熊本復興事務所は、令和四年三月三十一日まで置かれるものとする。

（高梁川・小田川緊急治水対策河川事務所の設置期間の特例）

第二十条　中国地方整備局高梁川・小田川緊急治水対策河川事務所は、令和六年三月三十一日まで置かれるものとする。

（広島西部山系砂防事務所の設置期間の特例）

第二十一条　中国地方整備局広島西部山系砂防事務所は、令和六年三月三十一日まで置かれるものとする。

（北海道開発局組織規則の一部改正）

第二条　北海道開発局組織規則（平成十三年国土交通省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（事業振興部の所掌事務） **第二条**　事業振興部は、次に掲げる事務をつかさどる。 一～四十二　（略） 四十三　下請中小企業振興法（昭和四十五年法律第百四十五号）に基づく特定下請連携事業計画、中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）に基づく社外高度人材活用新事業分野開拓計画、経営革新計画、異分野連携新事業分野開拓計画及び経営力向上計画、中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律（平成十九年法律第三十九号）に基づく地域産業資源活用事業計画及び地域産業資源活用支援事業計画、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成二十年法律第三十八号）に基づく農商工等連携事業計画並びに地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成二十二年法律第六十七号）に基づく研究開発・成果利用事業計画に関すること。 四十四～五十一　（略）	（事業振興部の所掌事務） **第二条**　事業振興部は、次に掲げる事務をつかさどる。 一～四十二　（略） 四十三　下請中小企業振興法（昭和四十五年法律第百四十五号）に基づく特定下請連携事業計画、中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）に基づく経営革新計画、異分野連携新事業分野開拓計画及び経営力向上計画、中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律（平成十九年法律第三十九号）に基づく地域産業資源活用事業計画及び地域産業資源活用支援事業計画、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成二十年法律第三十八号）に基づく農商工等連携事業計画並びに地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成二十二年法律第六十七号）に基づく研究開発・成果利用事業計画に関すること。 四十四～五十一　（略）